3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4　第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第四百五十五条第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第四百五十五条第一項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下軽自動車税について同様とする」とあるのは「附則第三十条の二第二項の規定の適用がない場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条の四第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に改める。

附則第三十三条の見出し中「のうち資産割」を削り、同条第一項から第四項までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業者が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業者が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年前の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

附則第三十三条の二第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　第三十二条第十三項ただし書の規定の適用がある場合

二　第三十二条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

附則第三十三条の二第五項中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加え、同条第六項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　第三百十三条第十三項ただし書の規定の適用がある場合

二　第三百十三条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

附則第三十三条の三第一項第一号中「百分の四・八」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・四）」を加え、同条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号中「百分の七・二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の九・六）」を加え、同条第八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条第一項中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第四項中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加える。

附則第三十四条の二第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第一号中「百分の一・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八）」を加え、同項第二号イ中「三十二万円」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、十六万円）」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、「定める日までの期間」の下に「。第五項及び第七項において「予定期間」という。」を加え、同条第四項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第一号中「百分の三・二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・四）」を加え、同項第二号イ中「四十八万円」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、六十四万円）」を加え、同号ロ中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加え、同条第五項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）」を「予定期間」に改め、同条第七項中「第二項又は第五項に規定する期間内に同条第二項第十二号」を「予定期間内に同項第十二号」に改め、同条第十一項第一号中「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「これらの規定に」を「第二項に」に、「期間」を「予定期間」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第二項又は第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第二項、第五項、第七項及び次項から第十二項までの規定の適用については、第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

附則第三十四条の三第一項第一号中「百分の一・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八）」を加え、同項第二号イ中「九十六万円」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、四十八万円）」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同条第三項第一号中「百分の二・四」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百九十二万円）」を加え、同号ロ中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加える。

附則第三十五条第一項中「百分の三・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・八）」を加え、同条第三項中「、「百分の二」を「「百分の二」と、「百分の一・八」とあるのは「百分の一」に改め、同条第四項第二号中「によつて」を「において」に改め、